

京都市消防局（本部）へのアクセス等

所在地：〒604-0931
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2
2階 保安担当事務室

電話番号（保安担当）：075-212-6690

E-mail：sido-shobo@city.kyoto.lg.jp

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日
及び年末年始を除く）

**駐車場はありません！公共交通機関又は
最寄りのコインパーキング等をご利用く
ださい！**



15

15

アンケートのお願い

- アンケート用紙に販売事業所ごとの状況の記入をお願いします。
- 収集した情報は、立入検査や申請届出等の業務に活用し、目的以外に使用することはありません。
- 郵送又はFAXで回答してください。
- 電子メールで回答されたい方は、sido-shobo@city.kyoto.lg.jpにメールしてください。Word版様式を返信します。
- 期限：令和5年3月16日

御協力、よろしくお願ひします！

16

16



京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

令和5年2月16日
消防局による立入検査について

京都市消防局 予防部指導課
保安担当係長 本山 陽平

1

もくじ

- 権限移譲について
- 移譲される業務、されない業務
- 消防の立入検査（防火関係）
- 京都市消防局の体制
- 液化石油ガス法関係業務の分担
- 消防局の立入検査
- 消防の立入検査（LPガス関係）
- その他

2

2

権限移譲について

- 令和4年5月20日、第12次地方分権一括法公布。

第12次地方分権一括法とは

「国民や地方公共団体等の事務負担の軽減」、「デジタル化等による効率化・利便性の向上」、「地方からの提案の実現化」を柱に地方分権を進めるためのもので、液石法等の12法律を一括して改正

- 液石法では都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

京都府知事の権限を京都市長に

- 施行日：令和5年4月1日

3

3

移譲される業務、されない業務

移譲される業務

- ・ 販売事業登録等
- ・ 保安機関認定申請等
- ・ 貯蔵施設等許可申請等
- ・ 充填設備許可申請等
- ・ 設備工事等
- ・ 立入検査等

注 京都市内のみ販売所があるものに限る。

移譲されない業務

- ・ 液化石油ガス設備士免状・試験に関する事
- ・ 液化石油ガス器具等



引き続き京都府、国が所管

4

4

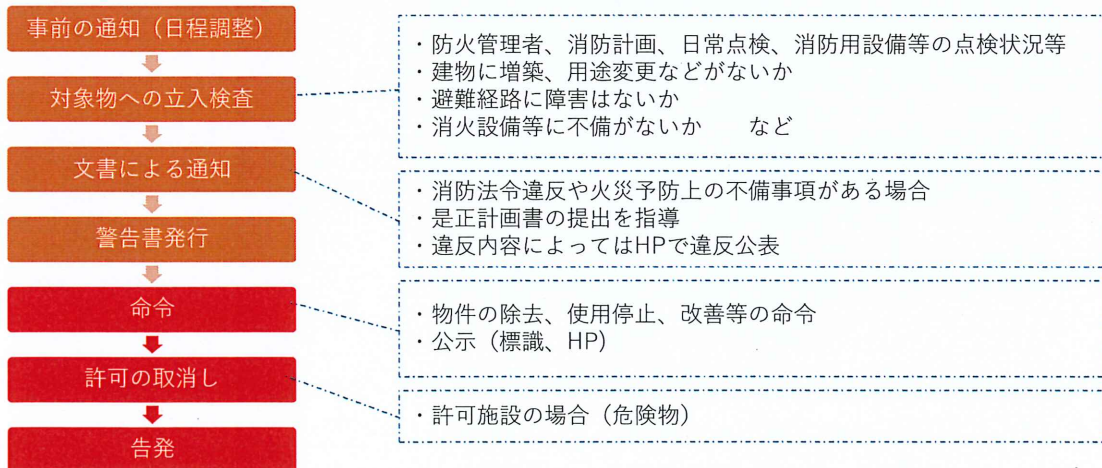
消防の立入検査（防火関係）

根拠	消防法第4条
目的	火災の予防
対象物	あらゆる仕事場、工場、公衆の出入りのある場所その他関係のある場所
内容	建築物等の位置、構造、設備及び管理の状況
指導相手	対象物の所有者、管理者又は占有者

5

5

消防の立入検査（防火関係）の流れ



6

6

違反指導例



立入検査実施



階段や通路に避難上の支障あり



措置命令

7

7

違反指導例



標識による公示

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
 防火対象物の名称 パーナ*(ロビビル5階)
 命令を受けた者の氏名 パーナ* 店長 ××××

この防火対象物は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で次のとおり命令したから公示する。

◆◆◆◆◆
 北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。
 京都市〇〇消防署長

標識を掲置した日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 所 在 處 _____

1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。
 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

命令に係る公示標識の例

8

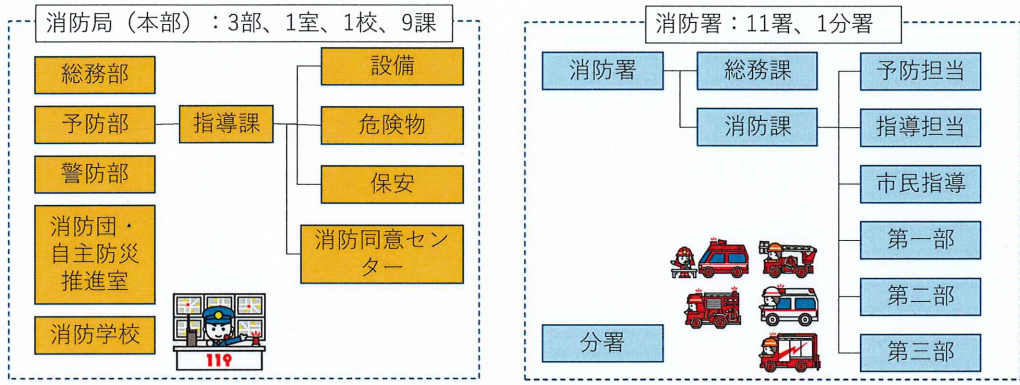
8

京都市消防局の体制

職員数：1,550名（初任教育性29名、再任用105名を除く）

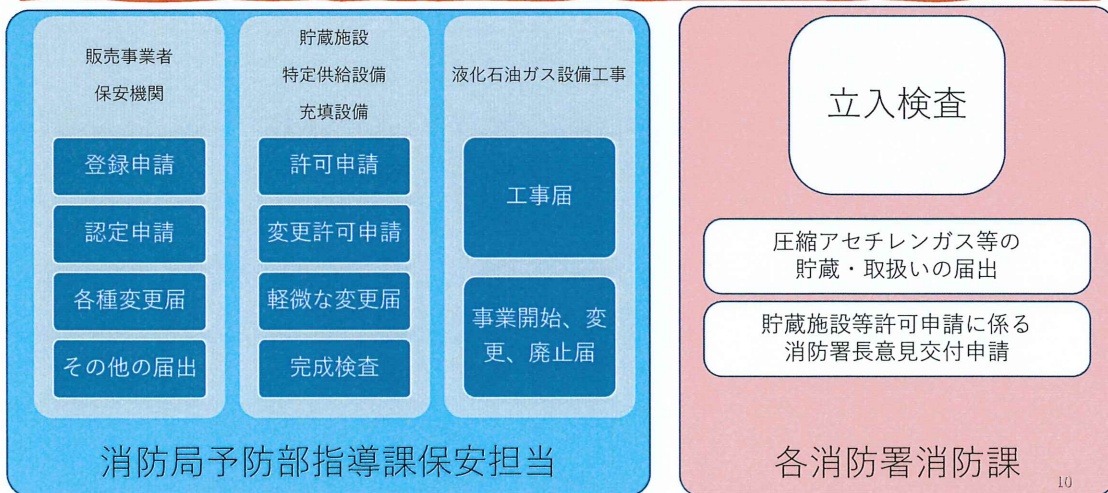
令和4年4月1日現在

組織



9

液化石油ガス法関係業務の分担



10

京都市消防局の立入検査（査察）

査察対象物数：52,761

危険物施設数：4,238

高圧ガス施設数：1,433

火薬施設数：51

LPガス事業者等数：122

令和4年4月1日現在

査察体制

原則として各消防署の消防課員全員が査察員。

定期査察

火災発生時の危険性等を踏まえて、対象物ごとに1年、3年、5年の周期を定めて実施。

重点査察

年度ごとに社会情勢等を踏まえて、方針決定。

緊急査察

全国で社会的に影響を及ぼすおそれのある火災等が発生した場合、類似する建物等に全市一斉の緊急査察を実施。

11

11

消防の立入検査（LPガス関係）

事業者数

LPガス事業者等数：122

根拠

液化石油ガス法第83条

対象

液化石油ガス販売事業者、保安機関、充てん事業者、特定液化石油ガス設備工事事業者

重点査察

令和5年度の立入検査は、液化石油ガス販売事業者46件に対して実施予定。

査察員

各消防署の消防課員。ただし、指導課保安担当も同行する。



消防公務証



制服

12

12

申請・届出の窓口に注意！

4月1日以降に申請、届出等する場合は、京都府ではなく
京都市消防局へ！！

原則

申請、届出等

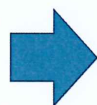
ex. 保安機関認定更新申請、132条報告等



京都市消防局指導課
保安担当へ

例外

- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書（300kg以上500kg以下の供給設備の設置）
- ・ 貯蔵施設等許可申請に伴う消防署長意見交付申請



設置する行政区の消防署へ

13

13

申請・届出の方法と手数料

申請 登録、認定、認可、許可申請は、手数料が必要になりますので、消防局の保安担当事務室まで**持参**してください。

届出 届出は、**持参**でも**郵送**でも受け付けています。ただし、副本が必要な場合は、2部用意してください。郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

手数料 手数料については、**現金**又は**納入通知書**です。
現金はおつりのないようお願いします。
納入通知書は申請前に銀行や郵便局などで振り込める用紙です。事前に納入通知書の作成が必要になるので、保安担当へ連絡をお願いします。

14

14